

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 健康福祉部健康づくり課（三重北勢健康増進センター使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【健康づくり課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免処理後の内容の報告については、専決者への決裁処理を行うことを徹底した。</p>
--	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 健康福祉部健康づくり課（三重北勢健康増進センター使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【健康づくり課】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免に係る起案文書において、減免する事由や額等を明示し決定過程を明確にした。</p>
<p>（1）使用料の額の算定について 身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る使用料をその他の使用者に係る使用料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料の区分については、減免処理に係る事務の効率化を図るため、他の施設の対応も参考とし検討している。</p> <p>【措置済】 平成31年 3月31日 規則改正を行い、減免申請手続を申請書の提出から身体障害者手帳等の提示へ簡便化し、当該者の負担を軽減するとともに、減免処理に係る事務の効率化を図った。減免処理に係る事務の効率化のための身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料の区分については今後も他の施設の対応を研究するものとする。</p>
<p>（2）減免基準の規定内容について 身体障害者手帳等所持者に係る使用料は、その障害の種類及び程度に関係なく一律に5割減額することが定められている。障害の種類及び程度によって異なる減額割合とする必要がないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 障害の種類等による減免割合については、障害者減免を行うことも未来課、観光シティプロモーション課、スポーツ課、博物館の施設において、本課と同様の減免割合であり、当面は現状の減免割合とする。</p>